

福岡県公報

平成26年9月19日
第3630号

目次

告示(第802号-812号)

- 漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意 (水産振興課) …………… 1
- 廃川敷地等の発生 (河川課) …………… 1
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) …………… 2
- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) …………… 2
- 救急病院の認定 (医療指導課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4

公告

- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 一般競争入札の実施 (企画課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 13
- 平成26年度福岡県文化賞被表彰者 (県民文化スポーツ課) …………… 13

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 14
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 14
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 14
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (会計管理局会計課) …………… 14

雑報

- 消防設備士試験の実施 (消防防災指導課) …………… 15

正誤

- 開発行為に関する工事の完了(平成26年9月5日福岡県公報第3626号公告)中正誤 …………… 15

告示

福岡県告示第802号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住所	氏名	区域 (漁業共済の加入区の名称)	区分
福岡市東区大字志賀島 〃	高木茂朗 竹井忠彦	福岡市漁業協同組合の地区のうち旧志賀島漁業協同組合の地区(特定わかめ志賀島加入区)	わかめ養殖業
福岡市東区大字弘 〃	重川明広 今泉末次	福岡市漁業協同組合の地区のうち旧弘漁業協同組合の地区(特定わかめ弘加入区)	わかめ養殖業

福岡県告示第803号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)

第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

1 河川の名称

矢部川水系楠田川

2 廃川敷地等生じた年月日

平成26年9月1日

3 廃川敷地等の位置

みやま市高田町濃施字濃施南152番14地先から

みやま市高田町濃施字濃施南152番1地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

139.73㎡

福岡県告示第804号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代10月号	雑誌15277-10	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント10月号	雑誌15115-10	マイウェイ出版株式会社	

福岡県告示第805号

次に掲げる病院は、平成26年3月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
医療法人松風会内藤病院	久留米市西町1164-1

福岡県告示第806号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
医療法人松風会内藤病院	久留米市西町字神浦ノ一1169-1	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

福岡県告示第807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

八 女	一般 国道	442号	前	八女市黒木町北木屋1番 6先から 八女市黒木町黒木5番2 先まで	7.9 ～ 9.2	125.2
			前	八女市黒木町北木屋1番 6先から 八女市黒木町黒木5番2 先まで	10.1 ～ 14.7	

福岡県告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県道	高 田 天 道 線 停車場	前	飯塚市棕本151番1先か ら 飯塚市棕本29番1先まで	6.5 ～ 12.2	890.0
			前	飯塚市棕本151番1先か ら 飯塚市棕本29番1先まで	11.8 ～ 18.1	

福岡県告示第809号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
八女市上陽町上横山字向山2640、2641
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向山2640・2641（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第810号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
築上郡築上町大字真如寺192、208、339の1、346の2、398、405、406、409、411、419、424、779、809、830の5、963、1344
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第811号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川喜多良字ニデノ木1808、1809、1815

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ニデノ木1808・1809・1815（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第812号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月23日農林水産省告示第1635号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

田川都市計画道路3・4・2号南大通り線

田川都市計画道路3・4・11号千代町横島線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成26年10月10日 午後7時00分から午後9時00分まで

(2) 場所

田川市役所本庁舎1階 大会議室 (田川市中央町1-1)

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 田川都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域(延長)
3・4・2号南大通り線	起点 田川市魚町 終点 田川市伊田町 主な経過地 田川市伊田町	約590メートル
3・4・11号千代町横島線	(廃止する)	約1,600メートル

(2) 閲覧

平成26年9月19日から同年10月3日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び田川市都市整備部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成26年10月3日(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年9月1日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー吉井ショッピングセンター

(2) 所在地 うきは市吉井町鷹取字宮井54番1ほか

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐車場No.1 (建物北側)	55台	駐車場No.1 (建物北側)	36台
駐車場No.2 (建物北側)	93台	駐車場No.2 (建物北側)	77台

—	—	駐車場No.3 (建物東側)	47台
合計	148台	合計	160台

4 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口の数	位置	出入口の数	位置
3	建物敷地北側、西側	4	建物敷地北側、西側

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ミスターマックスSelect福津店
- (2) 所在地 福津市福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業地内14街区2画地ほか

2 法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

- ・①店舗建設予定地はJR福間駅に近く、区画整理事業地区の中心地の一角を形成する地区である。交通の円滑な流れや交通安全などの公害防止に万全を期してほしい。

詳述すると、建設予定地は主要市道（四角両谷線、松原上西郷線）に接する区画整理事業地区の中心地に位置しており、隣接地は小学校（福間南小学校）、保育園（いんどり信愛保育園）、老人保護施設、あるいは、中高層集合住宅が所在

する一等地である。

現在においても既に相当の交通量があるが、同地区の都市建設が進み街並みが熟成すれば、将来、交通量が激増することは必至である。

将来を見据えて、交通事故防止、騒音公害防止など、万全の対策を今の時点から講じておくべきと考える。とりわけ、隣接地には小学校があり、朝夕の通学時間帯には多数の学童が往来する地区である。更に、隣接には保育園があり、園児の交通安全や朝夕の保護者の自家用車で混雑している。十分な交通安全対策と円滑な車両通行、歩行者の保護に万全を期して頂きたい。

具体策としては、例えば、催事の日は勿論の事、平日においても常時、道路との出入口には交通整理員を必ず配置することや、車両の右折禁止措置を講じるべきである。町づくり・交通安全専門家にも住民にも満足のいく対策が講じられることを強く要望する。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

- ・上記「(1)」に記載した通り。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・福津市景観計画を尊重することは勿論のこと、「上品な町並み」づくりに協力して頂きたい。周辺住民や歩行者、学校や保育園等に不快感や不衛生な状態を引起こさないよう、万全の事前対策をお願いする。

(4) 防災・防犯対策への協力

- ・当該小売店舗は住民の一人としての自覚を持って、自治会・住民による防災・防犯運動などの住民活動に積極的な協力をお願いする。

(5) 騒音の発生に係る事項

- ・上述の通り、隣接には小学校、保育園、至近距離には高齢者福祉施設があり、騒音が発生しないよう、格別の注意をお願いする。例えば、店舗外の放送絶対禁止は勿論の事、店舗内においても、店内放送は絶対禁止でお願いする。保育園は13時から15時の2時間は「お昼寝の時間」と聞いている。赤ん坊や幼児の昼寝を妨げないよう、万全の騒音対策をお願いする。

(6) 廃棄物に係る事項等

- ・街並み景観を阻害しないことは勿論のこと、住民に不快感を与えないような適切

な処理をお願いする。

(7) 街並みづくり等への配慮等

・JR福岡駅東地区の中心街の一角を形成する重要な地点である。福津市景観計画（平成26年施行）の精神と基準を遵守することは当然であるが、更には、住民、自治会、郷づくり協議会の要望には誠意を以て対応して頂きたい。我々住民は福津市行政と一体となって、「品格ある町づくり」を大目標に現在、町づくりボランティア活動を進めている。十分な御理解をお願いする。

(8) その他

・株式会社ミスターマックスさんは住民の日常生活に必要な商品を、廉価で品質に安心できるものを提供されている頼もしい店舗と我々は認識している。将来は多数の住民がこの地区に居住することとなり、住民は身近な所に生活利便施設があって、皆が喜ぶだろうと思われる。我々は、地区住民と良識ある地域店舗とは共存共栄の関係にあるべしとの精神で臨んでいる。この期待を裏切らないようお願いする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市国武字篠原645番及び651番1から651番3まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女市鶴池477番地1

株式会社 アグリス

代表取締役 中村 裕之

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとお

り一般競争入札に付します。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

1 工事名

県道飯塚福岡線見坂工区トンネル工事

2 工事場所

福岡県宮若市山口～福岡県福津市本木

3 工事の発注方式

(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。

(2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。

(3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県県土整備部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。

(4) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。

なお、詳細は特記仕様書による。

(5) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

4 工事概要

トンネル工（N A T M）1式

トンネル延長 842m

幅員 9.5m

内空断面積 52.6㎡

5 使用する主要な資機材

コンクリート 約9,800㎡

- 銅製支保工 約440t
ロックボルト 約13,000本
- 6 工期
平成27年2月定例県議会に係る契約の効力発生の日から平成29年5月19日（金曜日）まで
- 7 電子入札に関する事項
本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。
- 8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県県土整備部企画課技術調査室契約班（県庁行政棟6階北棟）
電話番号 092-643-3522
- 9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
土木一式工事について、福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年8月福岡県告示第1397号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して得ていること。
- 10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
- (1) 構成員を3者とする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、全ての構成員が9を満たすこと。
- (2) 共同企業体の全ての構成員に対する参加条件
平成26年10月6日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
- ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。
- ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務

- 部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「決定日以降の経審」という。）を受けている場合を除く。
- オ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- カ 各構成員は本工事に係る他の共同企業体の構成員となることができない。
- キ 構成員の出資比率が20%以上であること。
- (3) 共同企業体の代表構成員に対する参加条件
平成26年10月6日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
- ア 平成24年10月1日から平成25年9月30日までを審査基準日とする、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）における土木一式の総合評定値が1,200点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,200点以上であること。
- イ 平成11年度以降に、元請として完成した次の(ア)及び(イ)を満たすNATM工法による道路トンネル工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、代表構成員としての場合のものに限る。）を有すること。ただし、次の(ア)及び(イ)は同一工事であること。
- (ア) 内空断面積（覆工後の内空断面積）が45㎡以上であること。（非常駐車帯部を除く。）
- (イ) 施工延長が700m以上であること。
- ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成27年2月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。
- なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。
- (ア) 平成11年度以降に、元請として完成したNATM工法による道路トンネル工

事に技術者（監理技術者又は主任技術者）として従事した経験を有すること。

(イ) 次のいずれかの資格等を有すること。

- a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士
- b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。））
- c 国土交通大臣からaと同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者

エ 出資比率が最大であること。

(4) 共同企業体の他の構成員Aに対する参加条件

平成26年10月6日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

ア 平成24年10月1日から平成25年9月30日までを審査基準日とする、総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が1,100点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても1,100点以上であること。

イ 平成11年度以降に、元請として完成したN A T M工法による道路トンネル工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有すること。

ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成27年2月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。

(ア) 平成11年度以降に、元請として完成した道路改良工事に技術者（監理技術者、主任技術者又は現場代理人）として従事した経験を有すること。

(イ) 次のいずれかの資格等を有すること。

- a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士
- b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る

。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。））

c 国土交通大臣からaと同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者

(5) 共同企業体の他の構成員Bに対する参加条件

平成26年10月6日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

ア 平成24年10月1日から平成25年9月30日までを審査基準日とする、総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が940点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても940点以上であること。

イ 平成11年度以降に、元請として完成した道路改良工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有すること。

ウ 次の(ア)及び(イ)を満たす監理技術者又は主任技術者を、平成27年2月定例県議会に係る契約の効力発生の日以降、本工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。

(ア) 平成11年度以降に、元請として完成した工事に技術者（監理技術者、主任技術者又は現場代理人）として従事した経験を有すること。

(イ) 次のいずれかの資格等を有すること。

- a 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士
- b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「農業土木」若しくは「森林土木」とするものに限る。））
- c 国土交通大臣からaと同等以上の知識及び技術又は能力を有すると認定された者

(注) 上記(3)ウ(ア)、(4)ウ(ア)及び(5)ウ(ア)の技術者の従事経験は、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工事にあつては6か月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び配点」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者（共同企業体のことをいう。）全てに標準点（100点）を与え、さらに上記(1)について評価し、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点 = 標準点（100点） + 加算点（0～30点）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

(4) 技術提案のヒアリング

技術提案に関する内容確認等のため、必要に応じてヒアリングを実施する。

なお、詳細は入札説明書による。

12 入札説明書の交付

(1) 期間

平成26年9月19日（金曜日）から平成26年11月12日（水曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 場所

8に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8に請求すること。

13 契約条項を示す場所

8に同じ

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札対応の場合

平成26年9月22日（月曜日）から平成26年10月6日（月曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前8時30分から午後4時30分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8の場所に上記の期間の毎日（県の休日を除く。）、午前8時30分から午後4時30分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8の場所に、平成26年9月22日（月曜日）から平成26年10月6日（月曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前8時30分から午後4時30分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札対応の場合

平成26年12月3日（水曜日）午前8時30分から平成26年12月24日（水曜日）午前9時00分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は平成26年12月3日（水曜日）午前8時30分から平成26年12月24日（水曜日）午前9時00分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、平成26年12月3日（水曜日）午前8時30分から平成26年12月22日（月曜日）午後4時30分までに提出すること。

(2) 提出場所

8に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書（明細書がある場合、明細書を含む。以下「工事費内訳書等」という。）の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

8に同じ

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したと

きは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく）、必要事項を確認できない入札

(6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(7) 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

(10) 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札

(11) 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書等の提出がない入札

(12) 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

(13) 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

ウ 落札候補者の入札価格が調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合は、その者を落札者として決定する。

カ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)ウにより落札者が決定した場合

平成26年12月24日（水曜日）

(イ) 上記(1)オ又は(1)カの方法で、落札者を決定した場合

平成27年1月中旬頃（予定）

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

- (1) 入札参加申込時において、土木一式工事について、平成26年5月1日から平成27年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要

な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が平成26年10月7日（火曜日）以降になる場合は開札時までには審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内（県庁行政棟7階北棟）

イ 申請書の価格

500円（消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

エ 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで

オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第4項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。

(2) 契約書第34条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第34条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。

(3) 契約書第47条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。

(4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表構成員は10(3)ウの入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 調達手続の停止等
政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細は、入札説明書による。
- (5) 契約書の作成を要する。
- (6) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第47条の3第1項各号に該当しないこと、これに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

- (1) Subject matter of contract:
Construction work of tunnel at Misaka-Construction-Area on the Prefectural Road Iizuka-Fukuma-Line.
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of qualifications: 4:30 P.M. on 6 October 2014.
- (3) Deadline for the submission of tenders via electronic bidding system: 9:00 A.M. on 24 December 2014.
(Must be received by 9:00 A.M. on 24 December 2014 if submitted in person, or by 4:30 P.M. on 22 December 2014 by post).
- (4) Contact:
Technical Survey and Inspection Division
Projects Planning Division
Department of Prefectural Land Development

Fukuoka Prefectural Government

7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, Japan 812-8577

TEL 092-643-3522

(Please contact the above department to request a copy of the tender document)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市大城一丁目465番1及び465番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市大城四丁目12番2号
平田 健一

公告

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、平成26年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同告示第5条第2項の規定により公表する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

部 門	被 表 彰 者
創 造 部 門	染織家 釜我敏子
社 会 部 門	特定非営利活動法人まる
奨 励 部 門	アクロス弦楽合奏団

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大川市大字萩島字安蔵472番及び473番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡県三潞郡大木町大字八町牟田330番地
福岡大城農業協同組合
代表理事 添島 喜久

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
(第一工区) 田川郡大任町大字今任原字城々迫2703番1から2703番4まで、2703番6、2703番7、2704番、2705番1から2705番4まで、2709番3から2709番5まで及び2710番2から2710番5まで、字山ノ上2706番6、2706番7、2707番4、2707番6及び2708番2並びに字横江2712番2、2712番3、2712番5から2712番11まで、2887番1、2887番2、2888番1、2888番2、2889番2から2889番4まで及び2897番44から2897番46まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川郡大任町大字大行事3067番地
大任町長 永原 譲二

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年9月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人拳志会
 - (2) 代表者の氏名
井田 裕巖
 - (3) 主たる事務所の所在地
太宰府市梅香苑一丁目8番27号
 - (4) 定款に記載された目的
当法人は、地域の住民に対し、武道教室の運営、地域安全活動等を行うことを通じて、社会教育の推進、文化の振興及び子どもの健全育成に貢献することを目的とする。

公告

犀川南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
原田 弘	京都府みやこ町犀川崎山2074番地

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県証明手数料条例施行規則（昭和44年福岡県規則第16号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県会計管理局会計課に備え置きます。

平成26年9月19日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

「母子及び寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)が、父子家庭に対する支援の拡充を図る趣旨で、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と題名が改正された（平成26年4月23日公布、同年10月1日施行）ことに伴い、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年9月19日

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された消防設備士試験について、次のとおり公示する。

平成26年9月19日

一般財団法人消防試験研究センター
理事長 鈴木 良一

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
26・9・5	3626	公告		12	○		2		1220番2、1220番3、1220番7、1127番2、1127番3及び490番2の一部	1120番2、1120番3、1120番7、1127番2、1127番3及び4490番2の一部

1 実施種類

甲種（特類、第一類、第二類、第三類、第四類、第五類）及び乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類、第七類）

2 受験地、試験会場、実施年月日

受験地	試験会場	実施年月日
福岡地区	福岡市城南区七隈八丁目19-1 福岡大学	平成26年12月14日（日曜日） 午前10時00分から
筑豊地区	田川市伊田4395 福岡県立大学	

3 受験申請期間及び受験申請先

申請方法	受験申請期間	受験申請先	摘要
書面申請	平成26年10月8日から 平成26年10月22日まで (締切日消印有効)	(一財)消防試験研究センター福岡県支部 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階	郵送もしくは窓口持参
電子申請	平成26年10月5日9時00分から 平成26年10月19日17時00分まで	(一財)消防試験研究センター <ホームページアドレス> http://www.shoubo-shiken.or.jp	

4 受験願書等の配置場所（書面申請の場合）

(一財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問合せ先

(一財)消防試験研究センター福岡県支部

郵便番号 812-0034

福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階

電話番号 092-282-2421